

瀬戸市再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第3号

瀬戸市再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第7項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、公平委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属及び職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。